

令和2年5月20日

学生へお知らせ

報徳看護専門学校事務

「学びの継続」のための『学生支援給付金』の申請について

今般の新型コロナウイルス感染拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を支給する事業が始まりました。

下記に該当して申請を希望する方は **6月12日(金)までに事務窓口へ申請書を提出(期日厳守)** してください。

なお、詳細は文部科学省ホームページを参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

又は、事務窓口にご相談ください。(申請書には添付する書類が複数ありますので、提出が遅れるようでしたら必ず事務窓口へ相談してください)

※窓口対応時間は 平日の8:30~12:00 12:30~17:00 です。

記

○支給手続きについて

支給対象者は学校に申請書を提出して、日本学生支援機構から支給を受けることになります。

学校では申請内容の審査を行った後、推薦リストを学生支援機構に提出して決定されます。

(学校ごとに推薦枠あり)

○支給対象者の要件

1. 以下の①～⑥を満たす者

①家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）

②原則として自宅外で生活をしている（※2）

③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い

④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している

⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）

1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者

2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者

3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

⑦（留学生等に関する項目のため省略）

2. 上記1.を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

（※1）家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とします。

（※2）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。なお、自宅生でも家族から学費等の援助を受けていない場合は対象になり得ます。

（※3）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

（※4）2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

（※5）第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第Ⅰ区分…あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

以上